

行財政改革に関する意見書

令和2年3月

尾道市行財政改革推進検討懇談会

目 次

1	はじめに	1
2	第7次尾道市行財政改革大綱全般に関すること	2
3	安定した財政基盤の確立	2
	（1）歳入・歳出の改革	2
	（2）公共施設マネジメントの推進	2
4	効果的・効率的な行政運営	3
	（1）効果的な行政運営プロセスと組織力の向上	3
	（2）ICT先端技術の活用	3
	（3）リスク管理と公平・公正の確保	4
5	多様な人材・団体の活躍支援	4
	（1）協働のまちづくりの推進	4
	（2）行政情報や魅力の発信	4
	【資料】	
	●尾道市行財政改革推進検討懇談会設置要綱	6
	●尾道市行財政改革推進検討懇談会委員名簿	7
	●尾道市行財政改革推進検討懇談会の開催状況	8

1 はじめに

尾道市は、「第1次行財政改革大綱（昭和60～62年度）」を策定して以来、「第6次行財政改革大綱（平成26～31年度）」に至るまで、継続して行財政運営に取り組んできました。「第6次行財政改革大綱」の期間においては、普通会計の職員数が1,165人（平成25年度）から1,005人（平成31年度）へ160人減となったほか、光熱水費の節減、事務や施設管理の民間委託などの成果がありました。

しかし、人口減少と高齢化が進展するなか、普通会計では、市税収入は約188億円（平成25年度）から約181億円（平成31年度当初予算）に減少する一方、義務的経費は約289億円（平成25年度）から約301億円（平成31年度当初予算）に増加しています。さらに「尾道市財政運営見通し（令和元～5年度）」によると、扶助費と公債費は増大するにもかかわらず、市税収入は漸減傾向にあるため、現状のまま推移すれば、今後5ヵ年で約25億円の財源不足が発生すると見込まれています。

このように財政制約が一段と厳しさを増すなかで、行政サービスの水準を維持しつつ質的向上を図っていくためには、職員一人ひとりが問題を自覚したうえで、従来にも増して行財政改革に意識的・計画的に取り組んでいく必要があります。また、市民においても市の行財政に関心を持つだけでなく、「やさしさが つながる まちづくり～人と地域が支え合うまち～」という「尾道市協働のまちづくり行動計画」の基本理念に沿って、まちづくりに主体的に参加していくことが求められます。

本懇談会は、「第7次行財政改革大綱（令和2～6年度）」（仮称）の策定にかかわる課題や方向性を審議するため、令和元年7月に設置され、これまで4回にわたって討議を重ねてまいりました。この意見書は、その審議結果をまとめたものです。

尾道市におかれては、「財政の健全化」「効率的な行政運営」「市民と行政の新たな関係によるまちづくり」という「第6次行財政改革大綱」の基本方針を尊重し、この意見書の趣旨を踏まえ、より実効ある「第7次行財政改革大綱」（仮称）を策定したうえで、行財政改革に着実に取り組んでいくよう要望します。

令和2年3月9日

尾道市行財政改革推進検討懇談会
会長 伊藤敏安

2 第7次尾道市行財政改革大綱全般に関すること

- 人口減少や少子高齢化の進展など、地方公共団体を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。団塊の世代が後期高齢者となる、いわゆる「2025問題」を目前に控え、税収の減少や社会保障費の増大が懸念されるほか、高度成長期に建設された公共施設などの老朽化対策が喫緊の課題となっている。これまで以上に危機感を持って行財政運営に取り組まなければならない。
- 地方自治法の中で「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」とされており、持続可能な行財政運営を実行する責務がある。そのため、行政が、市民や企業・団体と一体となりながら、Society 5.0時代に相応しい行財政運営を展開し、多様な行政課題や困難を克服しながら、より豊かな市民生活の実現へ向け、全職員の意識を高め、引き続き、尽力する必要がある。

3 安定した財政基盤の確立

(1) 歳入・歳出の改革

- 尾道市の特性を活かした産業振興や雇用拡大などによる税収の確保・拡大への視点を持ちつつ、収納率の着実な向上に取り組み、公有財産の利活用や処分など、自主財源の確保に一層努める必要がある。
- 各種事務事業や補助金・負担金については、必要性や費用対効果、効率性、公平性を適宜検証し、整理統合や縮減、見直しなど、全職員がコスト意識を強く持ちながら、徹底した経費の節減を図る必要がある。

(2) 公共施設マネジメントの推進

- 公共施設の老朽化に伴う安全確保に配慮しつつ、総量を抑制しながら、長寿命化による施設管理経費の削減を図り、施設にかかる総コストの抑制に努める必要がある。
- 市が所有する遊休地等の売却・賃貸などのほか、公共施設の管理については、指定管理者制度や官民連携など民間活力等を積極的に活用し、効率的な施設運営に努める必要がある。

4 効果的・効率的な行政運営

(1) 効果的な行政運営プロセスと組織力の向上

- 業務委託や指定管理者制度など、民間活力を積極的に活用し、住民サービスの質の維持・向上と、事務の効率化を図る必要がある。また、施策の実施に当たっては、事業の検証を適宜行いながら、不断の見直しに努める必要がある。
- 高度化・多様化する行政課題に対応するため、職員研修など人材育成に引き続き取り組み、とりわけ ICT を活用できる人材育成に注力する必要がある。また、再任用職員、会計年度任用職員や外部人材（アドバイザー）など、柔軟に人材を活用し、効果的・効果的に行政運営を推進する必要がある。さらに、県や他市町との広域的な行政連携を検討する必要がある。
- 職員一人ひとりの健康が、組織力の向上には必要不可欠である。そのため、職員の健康管理に努めるとともに、時間外勤務の縮減や休暇取得の促進など、ワーク・ライフ・バランスの充実を図り、健康経営を推進する必要がある。

(2) ICT先端技術の活用

- AI（人工知能）等の ICT（情報通信技術）分野における先端技術を積極的に活用し、市民の利便性の向上や業務の効率化を推進する必要がある。
- AI（人工知能）やパソコン上での業務プロセスの自動化を図る RPA ツール等の活用には、判定業務などの事務処理や行政手続きの電子化、ペーパーレス化など他市の事例を参考とするほか、社会的な実証実験等にも積極的に取り組み、効果的な事例については、迅速に導入すべきである。
- ICT の活用には、業務の効率化だけでなく、利便性の向上など、市民目線での仕組みづくりが必要である。パソコンやスマートフォンなど情報通信機器の操作に不慣れな市民にも十分配慮しながら、市民にやさしい行政サービスを提供すべきである。

(3) リスク管理と公平・公正の確保

- 行政サービスを安定的、持続的、効率的、効果的に提供していくための体制を確立することが求められる。そのため、内部統制の制度構築や監査機能の充実強化に取り組む必要がある。
- ICT を活用するうえでも、情報セキュリティへの対策や職員意識の向上にも努める必要がある。

5 多様な人材・団体の活躍支援

(1) 協働のまちづくりの推進

- 市の行財政運営が今後益々厳しさを増す中、地域コミュニティの運営体制の弱体化も懸念されている。そうした状況下においても、様々な地域課題に迅速かつ効果的に対処していくためには、市民や地域の各種団体との協働は必要不可欠である。そのため、行政がすべきこと、市民や地域がすべきことを明確にしながら、自助・共助・公助の考えを踏まえ、まちづくりを推進していく必要がある。
- 人口減少に伴い、地域コミュニティの衰退などが懸念される中で、市が市民活動や地域活動を担う人材・団体の育成を支援するとともに、活動しやすい環境づくりに取り組むほか、市職員の地域活動への継続した参加も求められる。
- 民間事業者などのアイデアやノウハウを活用する視点が求められる。

(2) 行政情報や魅力の発信

- 市政に対する市民の理解を一層深めていくため、広報紙やホームページなどを活用し、行政情報の提供を一層推進する必要がある。
- 様々な情報伝達ツールを活用し、尾道市の魅力をより効果的に発信していく必要がある。合せて、インターネット等を通じて容易に誰でも使えるオープンデータの整備など、行政データの有効活用を図るべきである。

資 料

尾道市行財政改革推進検討懇談会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済環境の変化に対応し、効率的かつ効果的で、市民の視点に立った行政運営に資するため、尾道市行財政改革推進検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 懇談会は、前条の設置目的を達成するため、行財政運営の課題について調査審議し、その結果を市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 懇談会は、12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、市政について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、令和2年3月31日までとする。

(会長)

第5条 懇談会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成7年9月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年9月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年8月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。

尾道市行財政改革推進検討懇談会委員名簿

名 前	所 属 団 体	団体での役職名
(会 長) 伊藤 敏安	広島修道大学	国際コミュニティ学部教授
空谷 正樹	尾道商工会議所	総務委員長
兼田 敏郎	因島商工会議所	監事
青木 透	尾道しまなみ商工会	会長
村上 節子	尾道市PTA連合会	母の会「さくら」会長
高橋 真樹	連合広島尾道地域協議会	議長
日下 恵子	一般社団法人 尾道市公衆衛生推進協議会	理事
松井 裕子	社会福祉法人 尾道市社会福祉協議会	評議員
渡邊 一成	福山市立大学	都市経営学部教授
井本 伸	尾道市立大学	経済情報学部教授

※団体での役職名は委員委嘱時の役職を記載。

令和元年度尾道市行財政改革推進検討懇談会の開催状況

回数	開催日程	場所
1	令和元年7月1日(月) 15:00~17:00	尾道市市民会館 31号室
2	令和元年9月30日(月) 14:00~16:00	尾道市市民会館 31号室
3	令和元年11月8日(金) 14:00~16:00	尾道市役所 5階 委員会室
4	令和2年2月3日(月) 10:00~12:00	尾道市役所 3階 第1会議室